

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案と併行総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
アジアヘッド クォーター特区	10	入国・再入国申請審査の緩和	<p>○都が東京進出の外国企業を認定した場合、認定企業に就労予定の外国人の在留資格審査を迅速化</p> <p>○都が認定した企業の外国人が企業内転勤を行う場合、在留資格審査を迅速化</p> <p>○従業員及び企業の事務手続きの軽減を図るため、都が認定した企業に就労する外国人がビザを申請する場合、在留資格認定証明書交付申請の代理者にビジネスコンシェルジュを追加</p>	<p>入国・再入国申請審査の緩和</p> <p>【東京都: アジアヘッドクォーター特区】</p> <p>○認定企業において就労予定/企業内転勤の外国人の在留資格審査の迅速化</p> <p>○申請取次ぎに東京都が委託するビジネスコンシェルジュを追加</p>	法務省入国管理企画官室	出入国及び難民認定法	Z	—	—	<p>【審査の迅速化】</p> <p>実務者打ち合わせでは以下の事項について明らかになっておらず、現段階では検討困難であることから、御回答いただけてから検討することとしたい。</p> <p>○ヒアリングにおいて統括拠点・研究開発拠点合わせて50社程度、外資系企業を約450社ぐらゐを認定する予定と聞いているが、認定基準について、経産省と調整中とのことであったが、それぞれ、調整中の認定基準をお示しいただきたい。アジア拠点化推進法に基づく経済産業省による認定基準については、同法案が成立しなければ省令等によって示されないことから、入国管理局ではその具体的な内容を把握していない。また、アジア拠点化推進法により認定することとされている統括拠点、研究開発拠点以外に東京都独自で認定する場合の基準については東京都でなければ把握し得ないものであり、当局から認定基準を示すべきとする回答の趣旨が判然とせず、検討困難である。</p> <p>○審査の迅速化について認定の仕組み、統括拠点・研究開発拠点及び外資系企業それぞれに認定の際に提出させる資料の内容を具体的にかつ網羅的にお示しいただきたい。</p> <p>○審査の迅速化について、認定される企業以外の企業に優先すべき理由をお示しいただきたい。</p> <p>【ビジネスコンシェルジュによる申請代行】</p> <p>実務者打ち合わせでは以下の事項について明らかになっておらず、現段階では検討困難であることから、御回答いただけてから検討することとしたい。</p> <p>○ビジネスコンシェルジュの資格や要件、研修等どのようなものかを考えているのか、具体的にかつ網羅的にお示しいただきたい。ビジネスコンシェルジュが出入国管理に関する知識、申請人の我が国における活動内容に関する知識を有することを担保する仕組みとしてどのようなものかを考えているのか。ビジネスコンシェルジュを民間企業に委託することを検討しているのであれば、現在念頭にある企業名を示されたい。</p> <p>○在留資格認定証明書交付申請をした際にビジネスコンシェルジュが申請者本人の活動内容等を説明できず、入管法等に係る知識がなければ、在留資格認定証明書交付申請に係る審査が滞り、在留資格認定証明書交付の遅延等申請者本人の不利益につながるものである。したがって、2月24日の実務者レベル打ち合わせ時には、代理を行えるのは会社の事業内容や外国人の活動内容のことが説明でき、入管の申請・制度の知識があり、申請内容に関するこちらの問いに答えられ、本人申請の例外として本人の代わりに申請を認める方である旨説明しているところ、東京都からの回答では特段の資格や研修等は考えていないとのことであり、検討困難である。</p>		c	<p>【審査の迅速化】</p> <p>・平成24年2月24日に開催された実務者レベルの打ち合わせにおいて、アジア統括拠点・研究開発拠点の50社については、アジア拠点化法案に基づき、経済産業省と貴省との間で合意しているものと同一スキームであれば、手続をする優先順位を早くすることで手続の迅速化を図ることに問題はない、とのこと回答をいただいている。</p> <p>・東京都としては、貴省からの回答を前提に、入国・再入国審査の迅速化を求めるアジア統括拠点・研究開発拠点の50社については、アジア拠点化法に基づく経済産業省の認定企業と同様の要件で東京都が認定する外国企業について、手続きの簡素化を求めるものである。具体的な認定企業の要件については、経済産業省との協議の結果、アジア拠点化法案に基づき迅速化を図ることを決められた貴省にご教示いただくよう、先般より当方からお願している。しかし貴省は認定基準に関する具体的な内容を把握していないと回答されているが、都としてはアジア拠点化法の制定については平成23年6月5日に閣議決定されており、公表資料にも「入国手続の審査を迅速化(通常1ヶ月→10日間程度)」との記載があり、実務者レベルの打ち合わせでの回答に繋がっていると考えている。具体的な協議がない中でどの様に審査の迅速化を図るのか改めてご教示いただきたい。</p> <p>・450社のうち審査の迅速化を求めるために東京都が認定を行う企業については、国際規模で事業を行っている外国人の子会社として設立する法人で当該親企業がニューヨーク、ロンドン等の証券市場に上場していること、又は株主数、流通株式、時価総額、事業継続年数等が東証上場基準を満たしていること等を検討している。</p> <p>・上記のとおり、50社あるいは450社のいずれにしても、東京都が認定を予定している外国企業は、アジア拠点化法に準拠する予定であることから、まず、貴省からアジア拠点化法案に関して経済産業省と合意されている認定基準をご教示いただきたい。</p> <p>・また、今回、東京都が求めているのは、申請手続きにかかる優先順位を早くすることによる審査の迅速化は、規制緩和として最低限の措置であるとの認識の下、都が認定する外国企業に就業予定の外国人の在留資格審査に当たっては、審査の迅速化のために、東証一部上場企業に就業する場合と同程度の提出資料に簡略化することである。</p> <p>・在留資格審査の迅速化は、外国企業誘致の観点からは全ての外国企業に対してお願いしたいところであるが、都として誘致したい外国企業に対する誘致の熱意を示すことが出来ることから、特に都として認定する外国企業について優先的に迅速化を求めるものである。これは、既に、特区の提案理由で明記しているとおり、外国企業が日本へ進出する上で、必ず関門となる外国人ビザ発給について、都が認定した企業について、その審査手続きを迅速化することで、即時対応が必要なビジネスシーンに適応した環境が整備できることから、外国企業誘致のためのインセンティブとなり、本特区実施にとって不可欠の規制緩和である。</p> <p>【ビジネスコンシェルジュによる申請代行】</p> <p>・ビジネスコンシェルジュは、申請者本人の活動内容を熟知し、入管法等にかかる知識を持つなど、現在代理人として認められる本邦事務所の職員と同様の知見を有する人材を想定している。このため、特段の資格を要するとは考えていない。更に、ビジネスコンシェルジュは申請に係る代理を行うだけであり、特段の資格を要するとは考えていない。</p> <p>・現在、代理人となる者に特段の資格要件は求めないという関わらず、ビジネスコンシェルジュについては資格要件を求める理由及び具体的にどのような資格が必要とお考えなのか明示されたい。ビジネスコンシェルジュは書類の作成までを行うものではないことから、基本的には特段の研修も必要ないと考えているが、各種手続が円滑に行えるよう一定の研修を実施することが必要であれば、具体的にどのような研修が必要かご教示いただきたい。</p> <p>・ビジネスコンシェルジュの契約形態については、民間企業への業務委託等を検討している。</p> <p>・ビジネスコンシェルジュは、外国企業及びその従業者等との関係ではワンストップサービスを提供することを目的としているが、個々の専門的知識、資格等を要する業務については、専門家と連携してサービスを提供していくこととなる。行政書士の独占業務である官公署に提出する書類の作成まで行えば、行政書士法に抵触するであろうが、単に提出手続を代理するだけであれば、行政書士法には抵触しないことについては総務省に確認済みである。</p> <p>・出入国及び難民認定法第7条の2にいう申請の代理人が行える範囲が、当方が想定しているような行為と異なるのであれば、同法にいう申請の代理人が行える範囲を具体的にご教示いただきたい。また、ビジネスコンシェルジュを申請の代理人として位置づけるために必要とされる要件をご教示いただきたい。</p>	<p>実現に向けては下記の調整が必要。</p> <p>・審査の迅速化に係る認定基準</p> <p>・ビジネスコンシェルジュによる申請代行に関して、出入国及び難民認定法第7条の2にいう申請の代理人が行える範囲、ビジネスコンシェルジュを申請の代理人として位置づけるために必要とされる要件</p> <p>・法務省に対し、東京都の提示する申請手続きの簡略化方法の実現可能性の確認</p>	II	
アジアヘッド クォーター特区	11	外国人留学生に対する就労ビザの緩和	<p>都が認定した外国企業に外国人留学生が就職する場合、就労ビザの審査を迅速化</p>	<p>外国人留学生に対する就労ビザの緩和</p> <p>【東京都: アジアヘッドクォーター特区】</p> <p>○認定企業において就労予定の留学生の在留資格審査の迅速化、添付書類の簡素化</p>	法務省入国管理企画官室	出入国及び難民認定法	Z	—	—	<p>○整理番号10の認定企業に関する審査の迅速化の提案と同じ提案であると認識しているが、その理解でよいか、回答いただきたい。</p>		c	<p>当方の問題意識及び提案内容は、上記整理番号10で記載したものと同様である。</p>	上記10と同様	II	
アジアヘッド クォーター特区	12	外国人弁護士への規制緩和	<p>○ 外国法事務弁護士の大臣承認基準の規制緩和(3年以上の職務経験を緩和し3年以下でも業務可能とする)</p> <p>○ 外国法事務弁護士の業務範囲の拡大(外弁法第5条)</p> <p>○ 原資格国以外の外国法に係る法律事務をするための指定基準の緩和(実務経験5年以上の緩和)</p> <p>○ 日本の弁護士資格取得に向けた規制緩和(外国法事務弁護士の実務経験に応じて、司法試験予備試験の免除(司法試験の受験資格付与))</p>	<p>外国人弁護士の規制緩和</p> <p>(外国法事務弁護士の大臣承認基準の規制緩和、外国法事務弁護士の業務範囲の拡大)</p>	法務省司法法制部審査監督課	外国人弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第10条 同法第5条	E	-	-	<p>① 我が国の外国弁護士受入制度は、外国の弁護士資格を有する者に対し、国内での試験を経ることなく、資格取得国法等に関する法律事務の取扱いを許容するものであるところ、当該法律事務を取り扱うに足り十分な能力・資質を有し、かつ適切な監督の下で外国の弁護士としての倫理にも欠けることがなかったことを確認する必要があり、利用者の保護のためにも相当の職務経験年数が必要不可欠であるから、自治体の提案と併行には実施できない。</p> <p>② 現行法では、承認に必要な3年の職務経験期間について、日本において弁護士等に対して資格取得国法に関する知識に基づいて行った労働提供期間のうち1年を限度として算入可能であるところ、これを改正し、算入可能な期間を延長するとの代替案も一応は考え得る。</p> <p>③ 代替案については、日本における外国弁護士の経験は、あくまで弁護士等に対する労働提供にすぎず、資格取得国における法律事務の取扱いの経験と同視することはできないから、当該法律事務を取り扱うに足り十分な能力・資質を有し、かつ適切な監督の下で外国の弁護士としての倫理にも欠けることがなかったことを確認することができず、利用者の保護を図ることができないため、不可。</p>		c	<p>・外国人弁護士に対し、3年間の職務経験を求めている理由は、資格取得国法にかかる法律事務を取り扱うに足り十分な能力・資質を有し、かつ適切な監督の下で外国の弁護士としての倫理にも欠けることがなかったことを確認するためというところであるが、前者は資格取得国において適切に資格を取得している以上、当然十分な能力・資質を有するはずであるから、後者を確認することが主要な理由と考えられる。しかしながら、現行3年の職務経験のうち、1年は日本での経験を算入しても可としつつ、日本における外国人弁護士の資格は、資格取得国における経験と同視できないと今回回答されている以上、後者を確認するためには、資格取得国における2年の職務経験があればよいものと考えられる。</p> <p>・さらに、資格取得国における1年の職務経験及び日本における1年の外国人弁護士経験ではなせ、どの様な場合に利用者の保護を図ることが出来ないとお考えなのか具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>実現に向けて「相当の経験年数」につき、法務省に対し東京都の質問に対する回答を求めつつ、緩和に向けた更なる検討を求める必要。</p> <p>・外国人弁護士に求められる職務経験の要件</p>	III	

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施、B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
アジアヘッド クォーター特区	10	入国・再入国申請審査の緩和	○ 5/8実施	F	—	—	外国の優良な企業を招致するための、東京都による実効性のある確実な体制が構築されることを前提にこれに協力することとして、さらに建設的な協議を東京都との間で行いつつ、検討を進める。	b	審査の迅速化を図る対象となる企業の認定及び都が認定した企業に就労する外国人が提出する書類の簡素化並びにビジネスコンシェルジュによる申請手続きの代理に関して、東京都が示した提案を検討いただき、提案の実現へ向け引き続き協議を実施したい。	F	東京都が要望する審査の迅速化や手続きの簡素化において、まずは東京都が選定する企業の認定基準や書類の簡素化、ビジネスコンシェルジュによる申請手続きについて検討が必要であり、法務省は東京都の提案について検討を行い、その検討過程で必要に応じて東京都から具体的な内容を明らかにした上で、国と地方の双方の合意の下、引き続き協議を行うこと。	II
アジアヘッド クォーター特区	11	外国人留学生に対する就労ビザの緩和	○ 5/8実施	F	—	—	外国の優良な企業を招致するための、東京都による実効性のある確実な体制が構築されることを前提にこれに協力することとして、さらに建設的な協議を東京都との間で行いつつ、検討を進める。	b	審査の迅速化を図る対象となる企業の認定及び都が認定した企業に就労する外国人留学生が提出する書類の簡素化並びにビジネスコンシェルジュによる申請手続きの代理に関して、東京都が示した提案を検討いただき、提案の実現へ向け引き続き協議を実施したい。	F	東京都が要望する審査の迅速化や手続きの簡素化において、まずは東京都が選定する企業の認定基準や書類の簡素化、ビジネスコンシェルジュによる申請手続きについて検討が必要であり、法務省は東京都の提案について検討を行い、その検討過程で必要に応じて東京都から具体的な内容を明らかにした上で、国と地方の双方の合意の下、引き続き協議を行うこと。	II
アジアヘッド クォーター特区	12	外国人弁護士規制緩和	○ 4/26実施 ○ 5/30実施	E	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の外国弁護士受入制度は、外国の弁護士資格を有する者に対し、国内での試験を経ることなく、資格取得国法等に関する法律事務の取扱いを許容する制度であり、弁護士法第72条の例外となる特別措置として位置付けられているものであるところ、当該法律事務を取り扱うに十分な能力・資質を有し、かつ適切な監督の下で外国の弁護士としての倫理にも欠けることがなかったことを確認する必要があり、利用者の保護のためにも相当の職務経験年数が必要不可欠であるから、自治体の提案どおりには実施できず、代替案の提示も不可能。 相当の職務経験年数について、米国の例をみると、外国弁護士受入制度が認められている30州及び1特別区(平成22年12月現在)のうち大半が5年の職務経験を要求しているほか、3年の職務経験で足りるとする州でも「申請直前5年内」という我が国にはない要件が課されるなどしており、我が国の要件が国際的にみて不当に厳しいということもない。 なお、自治体は、事務レベル協議等において、年間180日以上の本邦での在留義務についても緩和を提案しているが、外国法事務弁護士の在留義務は、依頼者保護や非弁活動の防止(形式的に登録をし、事務員や補助者に法律事務の処理を任せるといった事態を防止)等のために定められたものであるところ、我が国に事務所を設けて法律サービスを提供するという外国法事務弁護士制度の目的からすると、少なくとも1年のうち半分程度は在留する必要があるという観点から、180日と定められたものであり、これらの要請は、外弁制度の根幹に関わるものであるから、自治体の提案どおりには実施できず、代替案の提示も不可能。 また、自治体の提案の全部又は一部の実現に当たっては、法改正が不可避であるところ、弁護士制度の一部である外弁法の一部改正を検討する際には、自治団体である日本弁護士連合会との十分な協議及び意思疎通が必要不可欠であることや、外弁制度の在り方の検討に当たっては、外交交渉も視野に入れた政府統一的な対応が必要であることなどに照らし、法務省のみでの対応も困難。 	c	<ul style="list-style-type: none"> これまでの協議を通じ、相手方としても、規制緩和を即座に実施することが困難であることは理解したところである。 しかしながら、提案している規制緩和によって具体的にどのような支障が生じる可能性が高いのか、弁護士自治を尊重することを前提としつつ諸外国の制度と比較して必要最低限あるいは真に効果的な規制となっているのかといった検討や諸外国の制度が具体的にどのようなものかといった事務レベルの調査までも一切拒まれていないことについては承服しかねる。 担当省庁は、外交交渉に対する影響を理由に挙げ、また、相手方が外交交渉の当事者でないことをもって、相手の求めに応じる必要はないと主張されているが、担当省庁の主張を了承すれば、諸外国から同様の内容の規制緩和要求が出されている事項については、総合特区制度において一切議論できないことになってしまう。 相手方としては、担当省庁が外交交渉に悪影響を与えない形で諸外国の制度調査を行ったり、事務的な検討の場を設けることは可能であると考えており、これを求めるものである。 	E	2度に渡る事務レベル協議及び数次に渡る書面協議により、外国法事務弁護士制度の趣旨等から自治体の提案内容の実現が困難であることが明らかとなった。本件に関しては、外交交渉への影響や自治団体である日本弁護士連合会との慎重な調整が必要であるとの特殊な課題を抱えていると省庁側が認識しており、これ以上の協議は困難と判断する。なお、経済活性化等の実現に寄与する取組を支援するという総合特区の趣旨及び自治体の提案内容が実現困難となっている状況に鑑み、法務省には引き続き諸外国の制度調査等を行うことができないか検討を求めたい。	III

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
アジアヘッドクォーター特区	12	外国人弁護士規制緩和	○ 外国法務弁護士の大任承認基準の規制緩和 3年以上の職務経験を緩和し3年以下でも業務可能とする ○ 外国法務弁護士の業務範囲の拡大(外弁法第5条) 原資格国以外の外国法に依る法律事務をするための指定基準の緩和(実務経験5年以上の緩和) ○ 日本の弁護士資格取得に向けた規制緩和 外国法務弁護士の実務経験に応じて、司法試験予備試験の免除(司法試験の受験資格付与)	外国人弁護士の規制緩和 (日本の弁護士資格取得に向けた規制緩和)	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	司法試験法第5条	E	-	-	① 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、法科大学院修了者と同等の学識等を有するかどうかを判定する試験であるところ、外国法務弁護士として実務経験を積んだことをもって、我が国の法科大学院修了者と同等の学識等(一般教養を含む)を有すると一律に判断することは困難である。また、特定の地域において、実務経験を積んだ外国法務弁護士に予備試験の一部科目(一般教養等)を免除すれば、その地域域の外国法務弁護士との間で著しい不公平が生じる可能性があり、一部地域においてのみ異なる取扱をするということ自体が、国家試験制度の在り方として不適切であるので、自治体の提案どおりに実施できない。 ② 特区だけではなく、全国的に、実務経験を積んだ外国法務弁護士について予備試験の一部免除を認める制度を代替的に一応検討した。 ③ しかしながら、外国法務弁護士として実務経験を積んだことをもって、我が国の法科大学院修了者と同等の学識等(一般教養を含む)を有すると一律に判断することは困難であり、不可。		a			
アジアヘッドクォーター特区	14	外国人医師規制緩和	○ 医師免許互換制度の規制緩和 ・総合特区内の病院における外国人に対する診療を条件として、協定締結国の医師受入れを拡大し、外国人を診療対象に限定した外国人医師による診療の機会を確保する。	外国人医師の規制緩和	厚生労働省医政局医事課	医師法	D	-	-	○ 専ら在留外国人に対する医療提供の便宜を図る必要がある場合に、都道府県知事からの要請に基づき、特例的な医師国家試験等を実施し、診療対象、診療場所等を限定した上で受入を行う旨の通知を発出しており、現状でも、ニーズに基づく受入れは可能となっております。(受入れに当たっては、受入条件等について、外務省を通じて外国政府と文書で確認を行うこととしています。)		b	外国人医師は、特区内において、同国人に対してのみ診療を行うこととしていることから、受入に関してはより一層弾力的な運用をお願いしたい。 これを担保するため、貴省発出の通知文等で以下の点を明確にさせていただきたい。 ① 「当該国医師等の受入地域」の単位として、アジアヘッドクォーター特区を一つの単位として認めること ② 特例的な医師国家試験を日本語、英語、必要に応じてその他の言語で実施すること ③ 特例的な医師国家試験を要請に応じて柔軟に実施すること(実施時期) ④ 特例的な医師国家試験の実施にあわせて当該試験に対応した、都道府県からの要請書の提出期限、その要請書に対する貴省回答時期、受験資格認定の申請期限、同認定時期、受験申請期限を設定、明示すること 同様の趣旨により、貴省発出の通知文において都道府県からの要請を行う際の手続きの例として挙げられている「地域の外国人の医療需要及びその推移(の把握)」の簡素化を求める。(年齢別人数、推移の省略等)	東京都が確認を求める左記①から④について、通知文等での明示を厚労省に求める。	II
アジアヘッドクォーター特区	15	外国人受入拠点学校に対する教員の加配、運営費補助等	○ 外国人受入拠点学校(公立学校)に対する教員の加配・運営費補助等の実施 ・総合特区区内における国の教員加配制度の拡充(例)ネイティブ教員と日本人教員の複数担任制とするため、ネイティブ教員の加配 ・日本語指導教員の加配、日本語教材の購入費、日本語支援員(教員以外、地域人材等)の経費を補助 ○ 外国人受入拠点学校(公立学校)において、英語で授業を実施する場合、学校が自由にカリキュラムを編成できるよう、教育課程特例校の指定制度を緩和(国からの研究指定など)	外国人受入拠点学校に対する教員の加配、運営費補助等	文部科学省初等中等教育局教育課程課	学校教育法施行規則第85条の2	D	-	-	どのようなカリキュラムを編成するのか、具体的な計画は不明ですが、教育課程特例校制度の要件を満たしたカリキュラムを編成するのであれば、現行制度で対応可能です。また、手続面について、一条校である都立高等学校で英語による授業を実施し、将来的には国際バカロレアの認定を目指すために、教育課程特例校制度を届出制に緩和することを希望されていますが、現在、国際バカロレアの認定を受けている高等学校においても、教育課程特例校制度を活用して英語による授業等を行っており、届出制に緩和しなくても現行制度の活用により対応可能です。なお、現行の教育課程特例校制度においては、学校教育法施行規則第85条の2に基づき、文部科学大臣が申請手続を定めておりますが、申請後も、文部科学省と申請者等の間で、指定に向けて申請内容を調整するほか、平成23年度の申請手続の際には、申請期間を1ヶ月延長するなど、柔軟な対応を行っておりますので、東京都から申請があった場合にも、必要に応じ柔軟な対応をさせていただきます。		a	東京都から教育課程特例校制度に基づく申請が行われた場合には、東京都と文部科学省の間で調整のうえ、申請内容や申請期間等について柔軟な対応を図られたい。	I	
アジアヘッドクォーター特区	16	外国人受入拠点学校に対する教員の加配、運営費補助等	○ 日本語支援員の措置のための補助制度の拡充 ・放課後補習のための日本語支援員に対する補助制度の拡充 ○ 特区内の小・中学校における教員の加配の拡充及び全額補助 ・外国人子弟に対する日本語指導教員の加配制度を拡充するとともに、1/3補助を10/10補助とする。 ○ 特区内の都立高校における教員の加配の拡充及び全額補助 ・外国人子弟に対する日本語指導教員の加配制度を拡充するとともに、10/10補助とする。	外国人受入拠点学校に対する教員の加配、運営費補助等	文部科学省初等中等教育局国際教育課	○ 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(平成21年3月31日文部科学大臣裁定) ○ 帰国・外国人児童生徒受入促進事業実施要領(平成22年3月31日初等中等教育局長裁定)	C	-	-	実務者レベル打合せの場で、「日本語教材の購入費、日本語支援員(教員以外、地域人材等)の経費の補助」、「放課後補習のための日本語支援員に対する補助制度の拡充」については、総合特区の実施により、新たに増える外国人児童生徒のみを対象としたものであって、文部科学省の所管する既存事業(帰国・外国人児童生徒受入促進事業、補助率1/3)の活用による支援ではなく、新たな補助事業の創設(補助率10/10)による支援を要望している旨、明らかにされましたが、国の財政状況は自治体と同様に厳しく、国が事業費を全額負担する新たな補助事業の創設は難しいと考えます。 既存事業(補助率1/3)の活用という代替案であれば、必要とする地域数に応じて予算規模を拡充できるように、概算要求に向けて引き続き検討を行うことが可能です。なお、加配による教職員の措置については、標準法定数は全国的に教育水準を担保することを目的とした基盤的な制度であることから、この定数に係る国庫補助を特定地域においてのみ10/10とすることは制度趣旨に照らして、困難です。		c	・東京都において、日本語指導が必要な児童・生徒は平成22年9月現在2,705人であり、この数は近年増加傾向にある。今回のアジアヘッドクォーター特区により、想定する50社の外国人企業を誘致した場合、日本語指導が必要とされる児童・生徒数は急激に増加することが見込まれる。 ・特区への進出を考えている外国企業にとって、子供の教育環境が整備されているかどうかは東京進出を決める重要な判断材料であり、教育環境の充実が継続的かつ安定的に図られることを担保する一定の特別補助は必要不可欠である。 ・また、都の財政は依然として厳しい状況にあり、事業評価を通じた施策の検証や事業の実績等の分析による歳出の精査に徹底して取り組んでいるところであるが、24年度教育予算においても前年度比△1.7%の状況である。 ・既存事業(帰国・外国人児童生徒受入促進事業、補助率1/3)は、教員人件費を補助対象にしていると承知している。	実現に向けては、教育環境の充実を継続的かつ安定的に図ることのできる措置に向けて継続的に協議	II

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施、B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
アジアヘッド クォーター特区	12	外国人弁護士 の規制緩和							E	法務省より実施しないとの見解が示されたことについて、東京都は了解しており、要望を取り下げたため協議終了。	IV	
アジアヘッド クォーター特区	14	外国人医師の 規制緩和	O	D	-	-	①「当該国医師等の受入地域」の単位として、アジアヘッドクォーター特区を一つの単位として認めること → 地域医療への影響等について、東京都において改めて整理を行うこととしています。 ② 特例的な医師国家試験を日本語、英語、必要に応じてその他の言語で実施すること → 特例的な医師国家試験は、その都度試験委員を選定して新規の試験問題を作成しており、英語以外の他の言語に堪能で、なおかつ国家試験問題作成を委嘱するに足りる相当数の試験委員の確保は困難であること、また、厚労省の国家試験所管部局において、当該言語による事務的な確認を行うことが困難であることから、英語以外での試験実施は困難です。 ③ 特例的な医師国家試験を要請に応じて柔軟に実施すること(実施時期) → 特例的な医師国家試験については、受入の決定後に厳正に実施することとしており、実施時期については要請の時期に合わせて設定されます。なお、試験問題作成等の準備期間を要するため、実施に当たっては相当の期間の確保が必要であることから、通知では1年に1回と示しています。 ④ 特例的な医師国家試験の実施にあわせて当該試験に対応した、都道府県からの要請書の提出期限、その要請書に対する貴省回答時期、受験資格認定の申請期限、同認定時期、受験申請期限を設定、明示すること → 特例的な医師国家試験の実施については、以下のとおり、標準的な処理期間として12ヶ月程度を要します。(以下のような手続き及び事務処理が必要です。) ・外国大使館からの要請等を受けてから、関係省庁との調整等 ・試験を受けようとする外国人の受験資格認定 ・試験実施要領の策定や試験委員の選定 ・問題作成 ・試験の実施及び採点 ・医籍登録	c	① 今回の都の提案は、外国人医師が外国人のみを対象に、我が国の医療保険制度によらず診療を行なうものであり、地域の医療提供体制に影響を及ぼすものとは考えていない。 そのため、「当該国医師等の受入地域」の単位として、アジアヘッドクォーター特区を一つの単位として認め、貴省発出の通知により明示していただきたい。特区を一つの単位とすることに、国において地域医療への影響について具体的に懸念されることがあれば、お示しいただきたい。 ② 特例的な医師国家試験を英語以外の外国語で実施することが実務上困難であるとの回答であるが、法制度上は可能であると認識できるため、英語以外の外国語での特例的な医師国家試験の実施に向けてその具体的方法を引き続き検討すること。 ③ 貴省の回答では、標準的な処理期間しか示されておらず、都道府県が要請書を実際に提出するにあたっての期限等が明示されていない。また、特例的な医師国家試験は1年に1回しか実施しないとのことであるが、そうすると診療開始予定の1年前から申請しなくてはならないこととなる。その場合、来日前の渡航予定段階で申請しなくてはならないこととなるが、それが可能であると考えているということなのか。また、複数の都道府県が時期を離れず申請した場合、後に申請した都道府県は先に申請した都道府県の試験の実施を待つこととなり、無用な混乱を招く恐れがある。については、都道府県からの要請書の提出期限、その要請書に対する貴省回答時期、受験資格認定の申請期限、同認定時期、受験申請期限を設定、明示すること。 ④ 貴省によると、特例的な医師国家試験を過去に実施しているとのことであるが、外国人患者の生活環境を向上させるためにも、当該試験により、医籍登録している者について、その情報を開示されたい。 本制度に基づき貴省に外国人医師等の受入れを要請するにあたって、必要な情報等が明示されておらず、本制度の枠組の中で、貴方が考える外国人医師等の受入れが実現するかが不明であることから、現時点では貴省回答を受け入れられない。	D	東京都において整理をすることとなったこと①について一定の考え方が示されたことから、厚生労働省は①から④において確認や検討を求められている事項について自治体に明示し、引き続き協議すること。	II
アジアヘッド クォーター特区	15	外国人受入拠点学校 に対する教員の加配、運営費補助等							D	東京都の要望は実現可能となったため協議終了。但し、東京都は現行法における教育課程特例校制度に基づく申請時に、申請内容や申請期間等について柔軟な対応を求めていることから、文部科学省は適宜調整を行うこと。	I	
アジアヘッド クォーター特区	16	外国人受入拠点学校 に対する教員の加配、運営費補助等								「実務者による協議を踏まえ、「財政」の枠組みの中で議論を行うこととして、規制16は財政1に統合する。」		

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案と併せて総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
アジアヘッド クォーター特区	17	特定供給対象エリアの弾力運用	供給力確保を前提とした隣接(道路をはさんだ場合も可)する新たな地点へ供給する場合における電気事業法第17条第1項第1号及び熱供給事業法第13条第2項の規制を緩和(大臣の許可)。	特定供給対象エリアの弾力運用	資源エネルギー庁熱供給産業室	熱供給事業法第7条第1項	D	-	-	熱供給事業法第13条第2項においては、「熱供給事業者は、その供給区域に係る熱供給施設を使用してその供給区域以外の地域において、一般の需要に応じ熱供給を行ってはならない。」とされているが、同法第7条第1項により供給区域を変更することは可能であるため、現行法の下でも新しい地点への熱供給対応は可能である。		a		I	
アジアヘッド クォーター特区	17	特定供給対象エリアの弾力運用	供給力確保を前提とした隣接(道路をはさんだ場合も可)する新たな地点へ供給する場合における電気事業法第17条第1項第1号及び熱供給事業法第13条第2項の規制を緩和(大臣の許可)。	特定供給対象エリアの弾力運用	経済産業省資源エネルギー庁電力市場整備課	-	Z	-	-	自治体は、隣接(道路をはさんだ場合等)する新たな地点へ供給する場合に、新電力による対応が可能であると認識しつつも、発受電月報等の提出が煩雑であり事業実施の障壁となっていることから特定供給での対応を要望しているが、発受電月報のどのような作業が対応困難なのか、月報以外に煩雑な手続きがあるのかについて十分な説明がないことに加え、具体的な事業内容が明らかでなく、どの制度が事業を実施する上で支障となっているかが明らかでないことから、自治体が引き続き提案内容を明確化する必要がある。		a		IV	
アジアヘッド クォーター特区	18	特定供給の関係性の弾力運用	①電気供給者・需要者の両者が共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や、②子会社が分社化した場合の特定供給の密接関連性に認定するなど、特定供給が可能な範囲のメルクマークを定め、弾力的な運用を図る。	特定供給の関係性の弾力運用	経済産業省資源エネルギー庁電力市場整備課	電気事業法第17条第1項	D	-	-	自治体からは、電気供給者・受給者の両者が共同で融通設備に投資し売買契約を締結した場合や子会社が分社化した場合について、特定供給の密接関連性の認定基準を明確化するよう要望があったところ、審査基準を示したことに対応済みであるとの認識。但し、個々のケースによる判断が必要であり、具体的な情報がないと判断は困難。		a		I	
アジアヘッド クォーター特区	19	域内電源保有率の引き下げ	特定電気事業者が送配電ネットワークを經由して、外部電源を調達することができるよう制度改正し、域内電源保有率を引き下げる。(100%→50%)	域内電源保有率の引き下げ	経済産業省資源エネルギー庁電力市場整備課	-	A-2	24年4月	実施済み	自治体は、改正電気事業法の施行に当たり、特定電気事業の域内電源比率を引き下げ(100%→50%)を要望しているが、要望どおりの方向で審査基準を改正し、4月2日付けで施行済み。		a		I	
アジアヘッド クォーター特区	21	料金設定の弾力化	○地域冷暖房事業について、需要形態に沿った料金制度の導入(同一地区同一料金の廃止、新料金メニューの積極的拡大等) ○基本料金と従量料金の割振り・設定に関する自由裁量の拡大 ○固定費: 熱製造施設の減価償却費や修繕費の助成制度や租税課金・金利の優遇措置を構築 ○変動費: 燃料費変動に伴う料金改定届出制度(電気事業者、ガス事業者と同等の調整制度)の導入	料金設定の弾力化 ○地域冷暖房事業について、需要形態に沿った料金制度の導入(同一地区同一料金の廃止、新料金メニューの積極的拡大等) ○基本料金と従量料金の割振り・設定に関する自由裁量の拡大 ○固定費: 熱製造施設の減価償却費や修繕費の助成制度や租税課金・金利の優遇措置を構築	資源エネルギー庁熱供給産業室	熱供給事業法第14条	D	-	-	現行制度において、必ずしも同一地区同一料金であることを要せず、不当に差別的でないかぎり、料金メニュー及び基本料金と従量料金の割振りについては、各供給区域の実態に即した料金を認めている。 (参考) ・流量区分に応じた料金 ・床面積に応じた料金 ・住宅種別に応じた料金 等 固定費への助成制度の要望については、現行においても「熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置」が設けられており、すでに要望内容は実現されているものと考えている。		a		I	
アジアヘッド クォーター特区	21	料金設定の弾力化	○地域冷暖房事業について、需要形態に沿った料金制度の導入(同一地区同一料金の廃止、新料金メニューの積極的拡大等) ○基本料金と従量料金の割振り・設定に関する自由裁量の拡大 ○固定費: 熱製造施設の減価償却費や修繕費の助成制度や租税課金・金利の優遇措置を構築 ○変動費: 燃料費変動に伴う料金改定届出制度(電気事業者、ガス事業者と同等の調整制度)の導入	○変動費: 燃料費変動に伴う料金改定届出制度(電気事業者、ガス事業者と同等の調整制度)の導入	資源エネルギー庁熱供給産業室	熱供給事業法第14条	F	未定	平成24年度検討開始。結論を得られ次第措置。	燃料費変動に伴う料金改定制度の導入については、熱供給を受ける者の利益保護及び公正な料金による熱供給事業の健全な発達を目的としている熱供給事業法の観点から、多様な燃料調達の実情を踏まえ、全国的に一元的な基準を設定する必要があり、また、全国的に同時期に一斉の料金改定を実施することが適当である。 なお、本制度の導入も含め、現在進められているエネルギー政策の見直しの議論や、熱の面的利用のあり方の議論を踏まえ、熱供給事業制度全般に関する議論の中で関係省庁も含めた検討を行っていく予定。		c	・まちづくりと一体になった熱エネルギー有効利用研究会中間とりまとめ(H23.8)を踏まえ、早期に検討を進めていただきたい。 ・燃料費変動に伴う料金改定制度の導入については、総合特区計画に盛り込むというところでよい。 ・実施にあたり時間がかかるということであれば、特区内でプロトタイプとして実施することもできると考える。	燃料費変動に伴う料金改定制度の導入については、今後のエネルギー政策の見直しの議論などを踏まえ関係省庁も含めた検討が必要であり、自由化や料金制度のあり方とセットで議論することが必要。	II
アジアヘッド クォーター特区	23	非常用発電機による住戸内電源供給	非常停電時、住戸に対して、通常の電力会社からメーター経由の電力供給に代わり、建物内の非常用発電機から供給可能とすることを求める。	非常用発電機による住戸内電源供給	経済産業省資源エネルギー庁電力市場整備課	-	D	-	-	自治体は、非常時(系統停電時等)において、集合住宅の各住戸に対して、通常の電力会社からの電力供給に代えて、建物内の非常用発電機から供給可能となるような措置等を求めているが、本件は集合住宅の各住戸等に対し無償で電力を供給する提案であり電気事業法第17条第1項の「電気事業を営む場合」に当たらず、現行法令等での対応可能。		a		I	

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施、B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)				国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
アジアヘッドクォーター特区	17	特定供給対象エリアの弾力運用								D		I
アジアヘッドクォーター特区	17	特定供給対象エリアの弾力運用								Z	経済産業省より実施しないとの見解が示されたことについて、東京都は了解しており、要望を取り下げたため協議終了。	I
アジアヘッドクォーター特区	18	特定供給の関係性の弾力運用								D		I
アジアヘッドクォーター特区	19	域内電源保有率の引き下げ								A-2		I
アジアヘッドクォーター特区	21	料金設定の弾力化								D		I
アジアヘッドクォーター特区	21	料金設定の弾力化		F	未定		①自治体が提案する燃料費調整制度の導入は、電気及びガスの導入の背景も踏まえ、自由化や料金制度の在り方とセットで議論し、熱供給事業への導入の要否について十分な検討が必要であるため、値上げ局面の現状において、当該制度のみを導入することは消費者利益保護の観点から不適当であるため、総合特区計画に当該制度の導入を盛り込むことは不適当。②また、仮に導入するとなった場合にあっては、熱供給を受ける者の利益保護及び公正な料金による熱供給事業の発足を目的としている熱供給事業法の観点から、多様な燃料調達の実情を踏まえた、全国的に一元的な客観性のある基準の検討が必要。③自治体からの要望である「まちづくりと一体となった熱エネルギー有効利用研究会中間とりまとめ(H23.8)などを踏まえ、熱供給事業制度全般の検討を関係省庁も含めた検討を行っていく必要があり、平成24年度の可能な限り早期に検討を開始する予定。これら検討により早期に措置できるとされたものについては、随時措置していく予定。④これらを踏まえれば、特区内でプロトタイプとして実施することは、熱供給事業法の目的に照らし不適当と考える。	b	燃料費変動に伴う料金改定制度の導入について早期に検討するとともに、検討過程の情報についても随時ご提供いただきたい。提案内容が満たされることを前提に了解する。	F	東京都の要望する燃料費変動に伴う料金改定制度の導入について、経済産業省より検討するとの見解が示されたが、検討内容により実現できない可能性があるため、経済産業省は検討過程の情報を随時東京都に提供し、引き続き協議すること。	I
アジアヘッドクォーター特区	23	非常用発電機による住戸内電源供給								D		II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案と併せて総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体で検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
アジアヘッドクォーター特区	24	熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和	災害時において、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持するための施設など、一部の需要家へ優先的に熱の供給が行えるように規制を緩和する。	熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和	資源エネルギー庁熱供給産業室	熱供給事業法 第14条、第15条	D	-	-	現行制度において、天災その他の不可抗力により供給または使用の制限もしくは中止をすることができる。使用の制限もしくは中止は、全需要家に対し一斉に行うことまで求めていないことから、特定の需要家に不当な差別的取扱いをしないものではない限りは、一部の需要家に対して熱の供給停止をしないことは可能。 ただし、その場合にあっては、熱供給事業の公益性にかんがみ、正当な理由に基づいて差別を設ける必要があることを整理する必要がある。 なお、その様なケースが生じた場合には、使用の制限もしくは中止した需要家に対し、緊急に、かつ臨時的に料金を割り引く必要性が生じる場合もあるので、この場合には、法第15条第1項ただし書きによる供給規程以外の供給条件の認可手続きが必要である。		c	・平成24年2月24日の実務者レベルの打合せでは、現行法では対応不可能のご回答であったが、一部の需要家のみ供給することは可能という理解でよいか確認したい。 ・一部の需要家のみ供給する場合についても、法第15条第1項(但書)に基づき認可が必要となることだが、非常時に柔軟な対応をすることが本提案の目的であることから、事前の認可を不要とするか若しくは事後の届け出とするよう求める。	実現に向けては下記の事項を整理することが必要。 ・東京都においては、一部の需要家に対して熱の供給停止をしない正当な理由の整理 ・経産省においては、現行制度で対応可能とする理由の整理	II
アジアヘッドクォーター特区	25	非常用発電機の一部常用利用での火力発電専用受電端発電効率との比較の除外	非常時(計画停電を含む。)において、非常用発電機を常用化して電力供給を行う場合、当該非常用発電機の発電効率に係る規制を緩和する。	非常用発電機の一部常用利用での火力発電専用受電端発電効率との比較の除外	経済産業省エネルギー対策課	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号) I 1(5)④イ、2(4-1)④イ	D	-	-	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)では、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)の I 1(5)④イ、2(4-1)④イにおいて、工場等で発電専用設備を新設する場合は、国内火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものとするを求めている。 自治体は、非常時(計画停電等を含む)に非常用発電機を使用して電力供給を行うケースについて当該基準の緩和を希望しているが、非常用発電機は当該規定の適用対象外として運用しており、法令解釈(別途提示)にも明記されている。したがって、非常時(計画停電等を含む)に非常用発電機を使用して電力供給を行うことは、上記告示の I 1(5)④イ、2(4-1)④イに抵触しないため、現行の法令で実施可能である。 ただし、エネルギーの使用の合理化の観点からは、当該判断基準を踏まえ、可能な限り発電効率の高い設備の導入、運転効率の向上等に努めていただきたいと考える。 なお、本件は2012年2月24日に行われた実務者レベル打合せにおいて、先方了解済みである。		a			I
アジアヘッドクォーター特区	26	自立的エネルギーネットワークにおける自営線での非常時のみの電力供給	CGS等分散型電源設置建物から、非常時(系統停電時)の電源供給のみを計画する別敷地の建物(通常はそれぞれ別受電で系統より電力供給)が想定されるなか、こういった周辺の他建物の分散電源からの非常時電力供給が可能となる電気事業法の規制を緩和する。	自立的エネルギーネットワークにおける自営線での非常時のみの電力供給	経済産業省エネルギー市場整備課	-	Z	-	-	自治体は、コジェネレーション等の分散型電源設置の建物から、非常時(系統停電時)の電源供給のみを計画する別敷地の建物(通常時はそれぞれ系統から別受電)が想定される中、このような周辺の建物の分散電源から自営線による非常時電力供給が可能となるよう電気事業法の緩和を希望しているが、復旧の際の切替手続き、内線の混在の回避、組合も含めて密接な関係性をどのように担保するのか等について明らかでないことから、自治体が引き続き提案内容を明確化する必要がある。		d	・復旧の際の切替手続き、内線の混在の回避、密接な関係性の担保について、非常時における電力供給の具体的な内容を整理、検討を行う。そのため、継続して協議することを希望する。 ・現在、エネルギー供給システムのあり方等について具体的な取組検討場所や内容、関係主体の役割等の検討を進めているところであるので、これらの検討の進捗に併せて、指摘事項に関する整理を行い、改めて協議を行いたい。	・非常時における電力供給の具体的な内容(復旧の際の切替手続き、内線の混在の回避、密接な関係性の担保)を申請者側に整理し、引き続き協議する。 ・エネルギー供給システムのあり方等について具体的な取組検討場所や内容、関係主体の役割等を申請者側に検討	II
アジアヘッドクォーター特区	31	ビジネスジェットの使用手続簡略化	○空港機能の向上(駐機制限の緩和(7日間~14日間)) ○出入国時のCIQ手続きを各省庁と連携したワンストップで対応する施設の整備や、入国前後の手続きを簡素化するなどして、利用者の利便性をさらに向上	ビジネスジェットの使用手続簡略化【東京都:アジアヘッドクォーター特区】ビジネスジェット専用の他の旅客から区分された環境でCIQ手続	法務省入国管理企画官室	出入国及び難民認定法	Z	-	-	実務者打ち合わせでは以下の事項について明らかになっておらず、現段階では検討困難であることから、御回答いただけてから検討することとしたい。 ○新ターミナルの建設予定について、国土交通省及び日本空港ビルデング株式会社との調整状況を示されたい。 ○需要予測を示されたい。		c	・ビジネスジェット専用ターミナルの新設などによる専用動線の確保については、都から国交省にこれまで折に触れ申し入れを行っている(内容等については別紙のとおり)。本提案は、ターミナル等が整備された際に、CIQ職員の配置を求めるものである。 ・なお、東京国際空港ターミナルは、「国交省のPFI事業となっているので、当社自らの判断で何かする余地はない。」との回答であった。 ・需要予測について、都は一昨年11月に策定したBJ取組方針で、羽田では少なくとも16回/日(5,840回/年)の潜在的需要を見込んでいる。そもそも、羽田空港の現在のBJの利用状況を見ても、既にCIQ施設が整備されている成田空港、中部国際空港、県営名古屋空港と比べても必要性が高いことは明らかである。 ・先行している成田空港、中部国際空港、県営名古屋空港について、羽田よりも将来の需要が増大すると見込んでいたのであれば、どのような需要予測に基づいてCIQ施設を整備し担当職員の配置を決定されたのかご教示いただきたい。 ・また、本提案において、ビジネスジェットの駐機制限の緩和(7日間~14日間)を併せて求めている。外国人ビジネスマンの利便性を向上させるため、駐機日数の拡大を求める声があることから、この点についても議論を行う必要がある。 ・なお、2月24日の打合せにおいて、日本ビジネス航空協会(JBAA)は10日間への緩和を要望していることとの整合についてご指摘があった。確認したところ、10日間への拡大の根拠は羽田再拡張前の駐機日数(5日間)の2倍とのことであり、10日間までの拡大で足りるということではなく、10日を超えるニーズもあるとしている。都としては、現成田空港並みの14日間への拡大を要望しているが、駐機日数拡大の方向性は同一であると認識している。 ・成田空港では平成24年3月31日のビジネスジェット専用ターミナルの供用開始に伴い、駐機可能日数が30日間に拡大されるが、どのような需要予測に基づき拡大が決定されたのかについてご教示いただきたい。	まずは新ターミナルの建設の調整状況を申請者側が示し、国土交通省とBJ専用動線についての内容を詰めた上で、他の関係省庁とCIQに係る対応の見解を求めていく。	II
アジアヘッドクォーター特区	31	ビジネスジェットの使用手続簡略化	○空港機能の向上(駐機制限の緩和(7日間~14日間)) ○出入国時のCIQ手続きを各省庁と連携したワンストップで対応する施設の整備や、入国前後の手続きを簡素化するなどして、利用者の利便性をさらに向上	ビジネスジェットの使用手続簡略化	財務省関税局監視課	関税法	Z	-	-	羽田空港は日本の玄関口の一つであることから前向きに対応したいと考えているものの、実務者打ち合わせでは以下の事項について明らかになっておらず、これでは検討を進めることが困難であることから、これらにつき御回答いただけてから検討することとしたい。 ○ビジネスジェット新ターミナルの建設予定について、国土交通省及び日本空港ビルデング株式会社との調整状況を示されたい。 ○ビジネスジェットに係る需要予測を示されたい。		c	・ビジネスジェット専用ターミナルの新設などによる専用動線の確保については、都から国交省にこれまで折に触れ申し入れを行っている(内容等については別紙のとおり)。本提案は、ターミナル等が整備された際に、CIQ職員の配置を求めるものである。 ・なお、東京国際空港ターミナルは、「国交省のPFI事業となっているので、当社自らの判断で何かする余地はない。」との回答であった。 ・需要予測について、都は一昨年11月に策定したBJ取組方針で、羽田では少なくとも16回/日(5,840回/年)の潜在的需要を見込んでいる。そもそも、羽田空港の現在のBJの利用状況を見ても、既にCIQ施設が整備されている成田空港、中部国際空港、県営名古屋空港と比べても必要性が高いことは明らかである。 ・先行している成田空港、中部国際空港、県営名古屋空港について、羽田よりも将来の需要が増大すると見込んでいたのであれば、どのような需要予測に基づいてCIQ施設を整備し担当職員の配置を決定されたのかご教示いただきたい。 ・また、本提案において、ビジネスジェットの駐機制限の緩和(7日間~14日間)を併せて求めている。外国人ビジネスマンの利便性を向上させるため、駐機日数の拡大を求める声があることから、この点についても議論を行う必要がある。 ・なお、2月24日の打合せにおいて、日本ビジネス航空協会(JBAA)は10日間への緩和を要望していることとの整合についてご指摘があった。確認したところ、10日間への拡大の根拠は羽田再拡張前の駐機日数(5日間)の2倍とのことであり、10日間までの拡大で足りるということではなく、10日を超えるニーズもあるとしている。都としては、現成田空港並みの14日間への拡大を要望しているが、駐機日数拡大の方向性は同一であると認識している。 ・成田空港では平成24年3月31日のビジネスジェット専用ターミナルの供用開始に伴い、駐機可能日数が30日間に拡大されるが、どのような需要予測に基づき拡大が決定されたのかについてご教示いただきたい。	まずは新ターミナルの建設の調整状況を申請者側が示し、国土交通省とBJ専用動線についての内容を詰めた上で、他の関係省庁とCIQに係る対応の見解を求めていく。	II

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施。C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
アジアヘッド クォーター特区	24	熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和		D	-	-	①自治体が提案する災害時における供給条件義務の緩和は、「一部の需要家に対する優先供給」を可能とするためのものであった。②一般的に一部の需要家に対し、優先的に供給を実施することは、需要者利益の保護の見地から不適当。③一方、現行のモデル供給規程において、天災その他の不可抗力により供給又は使用の制限もしくは中止をすることが出来ることとなっており、特定の需要家に不当な差別的取扱いをするものでない限り、一部の需要家に対し、熱の供給停止をしないことは可能であると考えられるため、現行法令等で対応は可能。④モデル供給規程において、当該事由により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合の料金の取扱いも定めているため、この規定に準じ、あらかじめ法第14条の規定による供給規程にて一律に定め、認可を得れば法第15条の規定による認可は不要。⑤仮に事業を実施するに当たり、事業者の意向において、供給停止をしない一部の需要家と同一導管にて熱の供給を受けている他の需要家に対し、法第14条による供給規程と異なった料金の取扱いを行う場合など、供給規程により難しい特別の事情が生じる場合には、供給条件として、あらかじめ法第15条の認可を受ける必要がある。⑥法第15条の認可は、熱供給事業の公益性に鑑み、他の需要家の利益を害することにならないかを審査するために認可制としているものであり、これを緩和することは不可能。	a	天災その他の非常時には供給の制限若しくは中止等を実施する旨を包括的に供給規定に定め、認可を得れば、本提案のとおり一部の需要家への供給を実施することが出来る旨確認が取れたため、了解する。	D		I
アジアヘッド クォーター特区	25	非常用発電機の一部常用利用での火力発電専用受電端発電効率との比較の除外							D		I	
アジアヘッド クォーター特区	26	自立的エネルギーネットワークにおける自営線での非常時のみの電力供給		Z	-	-	自治体は、復旧の際の切替手続き、内線の混在の回避、組合も含めて密接な関係性をどのように担保するか等について、8月末に取り纏めるものと承知しており、提案後に改めて協議することとしたい。	d	○8月末を目途に下記事項について整理検討を行う予定であり、継続協議を希望する。 ○復旧の際の切替手続き、内線の混在の回避、密接な関係性の担保について、非常時における電力供給の具体的内容を整理、検討を行う。 ○現在、エネルギー供給システムのあり方等について具体的な取組検討場所や内容、関係主体の役割等の検討を進めているところであるので、これらの検討の進捗に併せて、指摘事項に関する整理を行う。	Z	要望の実現に向けて、東京都は非常時における電力供給の具体的内容について更に検討を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討をした上で、秋以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。	IV
アジアヘッド クォーター特区	31	ビジネスジェットの使用手続簡略化	○ 4/17実施	F Z	-	-	国土交通省と東京都の協議の進捗によりBJJの専用導線等の具体的内容が明らかとなった時点で、国土交通省とCIQの対応に関する協議を行いたい。	b	国土交通省が、国際線ターミナルの拡張工事に合わせて、ビジネスジェット利用者の利便性を向上させ、迅速性、機密性を確保した専用動線の整備を検討することになっている。専用動線整備の際には、CIQの対応をお願いしたい。	F Z	国土交通省が専用動線の整備を検討し、その具体的な内容が明らかになった時点で、国土交通省及び東京都と協議を行うこと。	II
アジアヘッド クォーター特区	31	ビジネスジェットの使用手続簡略化	○ 4/17実施	F Z	-	-	国土交通省と東京都の協議の進捗により、いずれの地点においても一般旅客との共有部分がないBJJの専用導線の具体的な内容が明らかとなった時点で、国土交通省とCIQの対応に関する協議を行いたい。	b	国土交通省が、国際線ターミナルの拡張工事に合わせて、ビジネスジェット利用者の利便性を向上させ、迅速性、機密性を確保した専用動線の整備を検討することになっている。専用動線整備の際には、CIQの対応をお願いしたい。	F Z	国土交通省が専用動線の整備を検討し、その具体的な内容が明らかになった時点で、国土交通省及び東京都と協議を行うこと。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
アジアヘッド クォーター特区	31	ビジネスジェットの使用手続簡略化	○空港機能の向上(駐機制限の緩和(7日間→14日間)) ○出入国時のCIQ手続きを各省庁と連携したワンストップで対応する施設の整備や、入国前後の手続きを簡素化するなどして、利用者の利便性をさらに向上	ビジネスジェットの使用手続簡略化	厚生労働省 検疫所業務管理室	検疫法	Z	-	-	実務者打ち合わせにおいて、ビジネスジェット専用の新ターミナルが建設された際にはCIQ職員を配置してほしいという具体的な要望が明らかになったので、まずはその建設予定について、国土交通省及び日本空港ビルデング株式会社との調整状況を示されたい、また、併せて、ビジネスジェットの需要予測についても示されたい。以上を御回答いただいた上で検討することとしたい。		c	・ビジネスジェット専用ターミナルの新設などによる専用動線の確保については、都から国交省にこれまで折に触れ申し入れを行っている(内容等については別紙のとおり)。本提案は、ターミナル等が整備された際に、CIQ職員の配置を求めているものである。 ・なお、東京国際空港ターミナルは、「国交省のPFI事業となっているので、当社自らの判断で何かするという余地はない。」との回答であった。 ・需要予測について、都は一昨年11月に策定したBJ取組方針で、羽田では少なくとも16回/日(5,840回/年)の潜在的需要を見込んでいる。そもそも、羽田空港の現在のBJの利用状況を見ても、既にCIQ施設が整備されている成田空港、中部国際空港、東営名古屋空港と比べても必要性が高いことは明らかである。 ・先行している成田空港、中部国際空港、東営名古屋空港について、羽田よりも将来の需要が増大すると見込んでいたのであれば、どのような需要予測に基づいてCIQ施設を整備し担当職員の配置を決定されたのかご教示いただきたい。 ・また、本提案において、ビジネスジェットの駐機制限の緩和(7日間→14日間)を併せて求めている。外国人ビジネスマンの利便性を向上させるため、駐機日数の拡大を求める声があることから、この点についても議論を行う必要がある。 ・なお、2月24日の打合せにおいて、日本ビジネス航空協会(JBAA)は10日間への緩和を要望していることとの整合についてご指摘があった。確認したところ、10日間への拡大の根拠は羽田再拡張前の駐機日数(5日間)の2倍とのことであり、10日間までの拡大で足りるということではなく、10日を越えるニーズもあるとしている。都としては、現成田空港並みの14日間への拡大を要望しているが、駐機日数拡大の方向性は同一であると認識している。 ・成田空港では平成24年3月31日のビジネスジェット専用ターミナルの供用開始に伴い、駐機可能日数が30日間に拡大されるが、どの様な需要予測に基づき拡大が決定されたのかについてもご教示いただきたい。	まずは新ターミナルの建設の調整状況を申請者側が示し、国土交通省とBJ専用動線についての内容を詰めた上で、他の関係省庁とCIQに係る対応の見解を求めている。	II
アジアヘッド クォーター特区	31	ビジネスジェットの使用手続簡略化	○空港機能の向上(駐機制限の緩和(7日間→14日間)) ○出入国時のCIQ手続きを各省庁と連携したワンストップで対応する施設の整備や、入国前後の手続きを簡素化するなどして、利用者の利便性をさらに向上	ビジネスジェットの使用手続簡略化	農林水産省 植物防疫課、動物衛生課	-	D	-	-	自治体の提案は、ビジネスジェット専用のターミナルを新たに整備し、同ターミナルでのCIQ手続きを希望するものであった。当該ターミナルが整備できれば、現行の法令で対応可能。		b	・ビジネスジェット専用ターミナルの新設などによる専用動線の確保については、都から国交省にこれまで折に触れ申し入れを行っている(内容等については別紙のとおり)。 ・「ターミナルが整備できれば、現行の法令で対応可能」とのご回答をいただいているが、ターミナル等が整備された際には、CIQ職員を配置するという理解でよいか確認させていただきたい。	まずは新ターミナルの建設の調整状況を申請者側が示し、国土交通省とBJ専用動線についての内容を詰めた上で、他の関係省庁とCIQに係る対応の見解を求めている。	II
アジアヘッド クォーター特区	31	ビジネスジェットの使用手続簡略化	○空港機能の向上(駐機制限の緩和(7日間→14日間)) ○出入国時のCIQ手続きを各省庁と連携したワンストップで対応する施設の整備や、入国前後の手続きを簡素化するなどして、利用者の利便性をさらに向上	ビジネスジェットの使用手続簡略化	国土交通省 航空戦略課 首都圏空港課	-	Z	-	-	ご提案事項の検討に際して参考とさせて頂きたいことから、お示し頂いた需要予測等の根拠(需要予測の計算過程、ニーズの具体的な根拠等)をいただきたい。		c	・世界の主要都市におけるビジネス機を含む小型機の発着回数を比較すると、東京は、都市圏の経済規模に対してビジネス機等の発着回数が少ない。東京と経済規模が近いニューヨークの約100分の1、経済規模が約5分の1の香港と比べても約3分の1となっていることから潜在的に大きな需要があると言える。こういった状況を踏まえ、需要予測について、都は一昨年11月に策定したBJ取組方針で、羽田では少なくとも16回/日(5,840回/年)の潜在的需要を見込んでいる。そもそも、羽田空港の現在のBJの利用状況を見ても、既にCIQ施設が整備されている成田空港、中部国際空港、東営名古屋空港と比べても必要性が高いことは明らかである。また、ビジネス航空の受入れ機能を確保することは、国際的な企業活動におけるアジアでの活動拠点や新たな投資先として選択されることに繋がり、東京、首都圏ひいては我が国の国際競争力の強化、更には、日本経済の再生に資すると考えている。 ・先行している成田空港、中部国際空港、東営名古屋空港については、羽田よりも将来の需要が増大すると見込んでいたのであれば、どのような需要予測に基づいてCIQ施設を整備し担当職員の配置を決定されたのかご教示いただきたい。 ・羽田におけるBJ専用動線の確保について、国交省が設置している「ビジネスジェットの推進に関する委員会」において検討を進められた。 ・また、本提案において、ビジネスジェットの駐機制限の緩和(7日間→14日間)を併せて求めている。外国人ビジネスマンの利便性を向上させるため、駐機日数の拡大を求める声があることから、この点についても議論を行う必要がある。 ・なお、2月24日の打合せにおいて、日本ビジネス航空協会(JBAA)は10日間への緩和を要望していることとの整合についてご指摘があった。確認したところ、10日間への拡大の根拠は羽田再拡張前の駐機日数(5日間)の2倍とのことであり、10日間までの拡大で足りるということではなく、10日を越えるニーズもあるとしている。都としては、現成田空港並みの14日間への拡大を要望しているが、駐機日数拡大の方向性は同一であると認識している。 ・成田空港では平成24年3月31日のビジネスジェット専用ターミナルの供用開始に伴い、駐機可能日数が30日間に拡大されるが、どの様な需要予測に基づき拡大が決定されたのかについてもご教示いただきたい。	まずは新ターミナルの建設の調整状況を申請者側が示し、国土交通省とBJ専用動線についての内容を詰めた上で、他の関係省庁とCIQに係る対応の見解を求めている。	II
アジアヘッド クォーター特区	35	船舶運行事業者に対する要件の緩和	○MICE参加者の交通手段の確保、利便性の向上のため、羽田空港とコンベンション施設等を結ぶ航路(例:羽田⇄有明・台場地区)において、係留保管場所が適法な不定期航路事業者の不定期航路事業の乗合片道運行を認めるよう海上運送法の規制を緩和する。 ○係留保管場所が適法な不定期航路事業者であり、かつ飲食を提供し、運行時間、料金が類似航路の定期運行事業者と明らかに異なる場合は、不定期航路事業の乗合片道運行を認めるよう海上運送法の規制を緩和する。	船舶運行事業者に対する要件の緩和	国土交通省 海事局内航課	海上運送法第21条の2	A-1 F	-	-	ご提案の羽田-MICE会場間の航路については、上記のような禁止の目的との関係で現時点では問題の生ずる余地はないと考えられることや、MICEを目的とする運航形態等から、旅客不定期航路事業による乗合運送が可能となるよう措置を行うことを検討している。 ただし、周辺における今後の一般旅客定期航路事業の動向次第では、このような検討の前提が変わる可能性があることにも留意して頂く必要がある。 また、先日の協議において要望内容が具体的に明らかとなった「飲食を提供し、運行時間、料金が類似航路の定期運行事業者と明らかに異なる不定期航路事業者」については、具体的な航路やその運航形態、特区の目的との関係やその達成上の必要性の整理等についてより具体的に提示して頂ければ、上記と同様の観点から可否について検討して参りたい。		b	・「飲食を提供し、運行時間、料金が類似航路の定期運行事業者と明らかに異なる不定期航路事業者」については、引き続き協議を行いたい。 ・海上運送法上、旅客不定期航路事業による乗合運送を認めることは困難であるため、総合特区法において対応を行う方針とご回答をいただいているが、総合特区法の改正により特区内での規制緩和を行うという理解でよいか確認させていただきたい。 ・なお、ご指摘の件については、以下のとおりである。 ○具体的な航路は、臨海副都心のパレットタウン機橋発着の航路とする。 ○運航形態は、通常の屋形船の運航形態 ○特区の目的との関係やその達成上の必要性の整理については、「誘致・ビジネス交流活動」におけるMICE誘致、外国企業誘致のために提案したものであり、江戸情緒を残す屋形船の乗合片道運航を特区内で認め、舟運を活性化することで、MICE・アフターコンベンション機能の強化に資するものと考えている。	申請者側が提案する具体的な航路等のもとでの「飲食を提供し、運行時間、料金が類似航路の定期運行事業者と明らかに異なる不定期航路事業者」に係る規制緩和の検討を引き続き国側にも求める。	II

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
アジアヘッド クォーター特区	31	ビジネスジェットの使用 手続簡略化	○ 4/17実施	F Z	—	—	国土交通省と東京都の協議の進捗によりBJの専用動線等の具体的な内容が明らかとなった時点で、国土交通省とCIQの対応に関する協議を行いたい。	b	国土交通省が、国際線ターミナルの拡張工事に合わせて、ビジネスジェット利用者の利便性を向上させ、迅速性、機密性を確保した専用動線の整備を検討することになっている。専用動線整備の際には、CIQの対応をお願いしたい。	F Z	国土交通省が専用動線の整備を検討し、その具体的な内容が明らかになった時点で、国土交通省及び東京都と協議を行うこと。	II
アジアヘッド クォーター特区	31	ビジネスジェットの使用 手続簡略化	○ 4/17実施	F Z	—	—	国土交通省と東京都の協議の進捗によりBJの専用導線等の具体的な内容が明らかとなった時点で、国土交通省とCIQの対応に関する協議を行いたい。	b	国土交通省が、国際線ターミナルの拡張工事に合わせて、ビジネスジェット利用者の利便性を向上させ、迅速性、機密性を確保した専用動線の整備を検討することになっている。専用動線整備の際には、CIQの対応をお願いしたい。	F Z	国土交通省が専用動線の整備を検討し、その具体的な内容が明らかになった時点で、国土交通省及び東京都と協議を行うこと。	II
アジアヘッド クォーター特区	31	ビジネスジェットの使用 手続簡略化	○ 4/17実施	(駐機制限、施設の整備、ともに)C	(駐機制限)速やかに実施	(施設の整備)国際線ターミナルの拡張工事に合わせて実施	(駐機制限の緩和) 連続駐機可能日数の制限の延長(7日間→14日間)については、羽田空港における限られたビジネスジェット駐機可能スポットを、できるだけ多くの利用者に提供できるよう、慎重に検討・実施する必要がある。 このような観点から、ビジネスジェット駐機可能スポットの利用実績を踏まえ、延長可能な日数を検証したところ、連続駐機可能日数は10日間までの延長であれば可能である。 (出入国時のCIQ手続きを各省庁と連携したワンストップで対応する施設の整備) 出入国時のCIQ手続きを各省庁と連携したワンストップで対応する施設として、ビジネスジェット専用ターミナルの整備については困難であるが、代替案として、現国際線旅客ターミナルを拡張する中で、専用動線を確保することの検討は可能である。 ただし、当該代替案についても、事業者が自ら費用を負担し整備されるものであり、国において一方的に決定できるものではないことから、別途調整が必要であるところ。 以上のことから、専用動線の確保に向けて、別途関係者との間で、国際線ターミナルの拡張工事に間に合うよう調整を行いたい。	b	(駐機制限の緩和) ○連続駐機可能日数の10日間への延長を速やかに実現されたい。 (施設の整備) ○国際線ターミナルの拡張工事に合わせて、ビジネスジェット利用者の利便性を向上させる迅速性、機密性を確保した専用動線の整備が行われるよう関係者との調整を進められたい。進捗に応じて、引き続き都との調整をお願いしたい。	(駐機制限) 東京都の要望は実現可能となったため協議終了。但し、東京都は速やかな実施を求めていることから、国土交通省は可能な限り早期に措置を講ずること。 (施設整備) 東京都が要望するビジネスジェット利用者の専用動線の整備について、実現のためには関係者との調整が必要であり、国際線ターミナルの拡張工事に間に合うよう調整を行い、具体的な内容等について東京都と引き続き協議すること。	(駐機制限) I (施設の整備) II	
アジアヘッド クォーター特区	35	船舶運行事業者に対する要件の緩和		①B ②F	①— ②自治体との協議を踏まえ、検討	①— ②引き続き自治体と調整	①羽田～MICE会場間の航路については、現時点でアジアヘッドクォーター特区の指定区域に含まれていない羽田空港側棧橋等の区域について指定区域に含める等の必要な措置が執られることを条件として、これまでの議論を踏まえて対象航路を確定し、ダイヤに基づき旅客の多寡に関わらず定時運航の義務が課せられている一般旅客定期航路事業者との間で、定時運航の義務を負わずに集客の動向に応じて一般旅客定期航路事業者の運航する船舶の出航直前時間帯での運航により旅客を奪うというような競争条件が不公平になる問題の生じる余地のないことを確認し、当該航路について旅客不定期航路事業者による乗合旅客の運送が可能となるよう措置を行うことを検討。 ただし、周辺における今後の一般旅客定期航路事業の動向次第では、このような検討の前提が変わる可能性があることにも留意して頂く必要がある。 ②パレットタウン棧橋を発着するいわゆる屋形船に関する要望については、具体的な航路やその運航形態、特区の目的との関係やその達成上の必要性の整理等について、これまでの指定自治体との協議において、十分な提示に至らず明確となっていない部分があるため、引き続き協議を行うこととする。	(羽田～MICE会場間) a (屋形船)	(羽田～MICE会場間) ○「指定区域に含める方法等の必要な措置」については、特区法における規定方法を踏まえ、現実的な方法となるよう今後調整していきたい。 (屋形船) ○提案の実現へ向け、引き続き協議を実施したい。	①B ②F	①(羽田～MICE会場間) 東京都の要望は実現可能となったため協議終了。東京都は取組の実現に向けて特区法の規定方法について内閣府及び国土交通省と調整を行うこと。 ②(屋形船) 東京都の要望する船舶運行事業者に対する要件の緩和のうち、屋形船については、東京都は屋形船の具体的な航路やその運航形態、特区の目的との関係やその達成上の必要性の整理等について明らかにした上で、国土交通省と引き続き協議すること。	①… I ②… II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等に対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)									国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
アジアヘッド クォーター特区	38	国有地処分条件の緩和(1)	国有財産の随意契約による売却が認められる条件である財務省通知にある「公共団体において直接公共の用に供する施設」を「公共団体において公共の用に供する施設」と条件を緩和し、産業交流施設の官民共同による整備、運営事業についても適用を可能とすること。	国有地処分条件の緩和(1)	国土交通省航空局 首都圏空港課	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第21号 財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について(平成13年10月29日付財理第3660号)別紙1包括協議事項第1(二)(31)	Z	-	-	自治体が改正を希望している「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について(平成13年10月29日付財理第3660号)別紙1包括協議事項第1(二)(31)」は、実務者打合せの席で本件事案に適用する通達ではないことが確認された。現時点で随意契約に必要不可欠な改正すべき規制等がないため、大田区が詳細な計画を策定していく段階において、別途調整を行うこととしたい。		d	羽田空港跡地利用計画の進捗状況を踏まえ、別途調整を行いたい。	提案者側で検討を進め、改めて関係省庁と協議していく。	IV	
アジアヘッド クォーター特区	39	国有地処分条件の緩和(2)	産業交流施設の役割に鑑み、国有財産特別措置法第3条に定める、普通財産の減額譲渡ができる場合を拡大し、本施設についても適用を可能とすること。	国有地処分条件の緩和(2)	国土交通省航空局 首都圏空港課	国有財産特別措置法第3条	Z	-	-	自治体が希望している国有財産の減額譲渡について、対象財産を所管している省庁としては、その可否を検討するためには、特区において計画されている産業交流施設等について、整備面積、整備主体、整備内容、資金スキーム、整備工程等が明らかにされる必要があることから、大田区において具体的な計画が示された時点で検討を開始したい。		d	羽田空港跡地利用計画の進捗状況を踏まえ、別途調整を行いたい。	提案者側で検討を進め、改めて関係省庁と協議していく。	IV	

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
アジアヘッド クォーター特区	38	国有地処分条件の緩和(1)							Z	要望の実現に向けて、東京都は羽田空港跡地利用計画の具体化を行うことが必要。一旦協議は終了するが、具体化した上で、秋以降に国土交通省と改めて協議を行うこと。	IV
アジアヘッド クォーター特区	39	国有地処分条件の緩和(2)							Z	要望の実現に向けて、東京都は羽田空港跡地利用計画の具体化を行うことが必要。一旦協議は終了するが、具体化した上で、秋以降に国土交通省と改めて協議を行うこと。	IV